

総務文教委員会

令和4年3月23日(水)

10時00分～ 時 分

全員協議会室

【委員】 永見委員長、三浦副委員長
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職等】

(地域政策部) 邊地域政策部長、濱見人権同和教育啓発センター所長

【事務局】 下間書記

【議題】

1 【取組課題】 ダイバーシティの推進について

(1) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画(第4次)について

(2) 浜田市男女共同参画推進計画(第4次)について

2 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について【Vol.64 2月号】

3 その他

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第 4 次）について 計画策定の背景と国・島根県・浜田市の比較

1 国（法務省）の動き

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 12 月） 計画 P70
 - ・施策の策定と実施について、国、地方公共団体の責務とする。
- (2) 人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月）
 - ↳ 改定 北朝鮮当局による拉致問題等追加（平成 23 年 4 月）

2 島根県の動き

- (1) 条例なし
- (2) 島根県人権施策推進基本方針（平成 12 年）
 - ↳ 第 2 次 改定（平成 31 年 3 月）

3 浜田市の動き

- (1) 条例なし
- (2) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（平成 19 年 3 月）
 - ↳ 第 4 次 改定（令和 4 年 2 月）
- (3) 浜田市人権尊重都市宣言（平成 20 年 6 月）

4 県内の状況

- (1) 条例制定 1 市
- (2) 方針・計画策定 19 市町村
- (3) 都市宣言 5 市町

5 浜田市が取り組む人権課題

- (1) 同和問題
- (2) 女性
- (3) 子ども
- (4) 高齢者
- (5) 障がいのある人
- (6) 外国人
- (7) 患者や感染者等
- (8) 犯罪被害者とその家族
- (9) 刑を終えて出所した人等
- (10) インターネット等による人権侵害
- (11) 性の多様性（性的指向、性自認等）
- (12) 様々な人権課題
 - ①アイヌの人々
 - ②北朝鮮当局による拉致問題等
 - ③プライバシーの保護
 - ④迷信等
 - ⑤災害に伴う人権
 - ⑥自死遺族
 - ⑦その他の人権問題

6 浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会での意見と検討結果

- (1) 人権尊重に関する条例制定の検討や持続可能な開発目標（SDGs）への取組を追加した。
- (2) 「患者や感染者及びハンセン病回復者の人権」を「患者や感染者等」に変更した。
- (3) 「性同一性障がい者の人権」を「性の多様性（性的指向、性自認等）」に変更した。
- (4) 新たに「災害に伴う人権」と「自死遺族」を追加した。
- (5) 子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）の例示を整理した。
- (6) 障がいのある人に対する様々な障壁（心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリア）と障壁の除去（バリアフリー化）の例示を整理した。
- (7) 企業等の人権侵害防止の取組に外国人労働者（外国人技能実習生等）を追加した。
- (8) 「児童の権利に関する条約」と「障害者の権利に関する条約」の概要を注釈として追加した。

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）について

計画策定の背景と国・島根県・浜田市の比較

1 国（内閣府）の動き

- (1) 男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月) 計画 P61
・計画等の策定について、政府・都道府県は義務、市町村は努力義務とする。
- (2) 男女共同参画基本計画 (平成 12 年 12 月)
 └ 第5次 改定 (令和 3 年 12 月)
 ～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

2 島根県の動き

- (1) 島根県男女共同参画推進条例 (平成 14 年 4 月) 計画 P92
- (2) 島根県男女共同参画計画 (平成 13 年 2 月)
 └ 第4次 改定 (令和 4 年 3 月)
 ～ すべての女性が自分らしくきらめく島根 ～

3 浜田市の動き

- (1) 浜田市男女共同参画推進条例 (平成 17 年 10 月) 計画 P98
- (2) 浜田市男女共同参画推進計画 (平成 19 年 2 月)
 └ 第4次 改定 (令和 4 年 3 月)
 ～ 性別にとらわれることなく 誰もが自分らしく生活できる社会を目指して ～

4 県内の状況

- (1) 条例制定 12 市町
- (2) 計画策定 19 市町村

5 基本法・条例の基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

ア 国、島根県、浜田市とも、同様の5つの基本理念を明記。

6 計画の基本方針・基本目標

- (1) 国（内閣府）（第5次）
 - I あらゆる分野における女性の参画拡大
 - II 安全・安心な暮らしの実現
 - III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- (2) 島根県（第4次）
 - I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる
 - II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる
 - III 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる
- (3) 浜田市（第4次）
 - I 男女の尊厳確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
 - II 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり
 - III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

ア 国、島根県、浜田市とも、同様の3つの基本方針・基本目標を設定。

イ 国、島根県は「女性」、浜田市は「誰もが」と表記。

7 浜田市男女共同参画推進委員会での意見と検討結果

- (1) 条例の基本理念が5つあるため、従来の計画では基本目標を5つ掲げていたが、国、県の方針に倣い、第4次では3つの基本目標に再編した。
- (2) 防災分野における男女共同参画の推進を追加した。
- (3) 国、県計画は、「女性」の活躍を前面に出している中、浜田市は、「誰もが」を強調した。
- (4) 「男女」に関する表記について、男女共同参画社会に対し目指すべき姿を示すことには、「誰もが」と表記し、男女の性差による取組、性別による不平等さを解消するための取組に関することには「男女」又は「男性」「女性」と表記することとした。
 - ア 「男女」は、かつてはすべての人を表す言葉であったが、近年は、性の多様性の認識が高まり、捉え方が変化しているため。
 - イ 一方、この計画は、基本法や条例に基づいた計画であることも踏まえ「男女」という表記は使用することとした。
- (5) 計画の名称は、基本法や条例に則って「男女共同参画推進計画」としたが、サブタイトルとして「性別にとらわれることなく 誰もが自分らしく生活できる社会を目指して」を付けた。
 - ア 浜田市の計画は、男女だけではない、性差・性別による問題や事象を真剣に考えていることがわかるように、サブタイトルに思いを込めた。

読者アンケート Vol. 64 に寄せられた意見等対応報告

※塗りつぶしは「大学のある町として、どのような取組が必要ですか？」に対する回答

総務文教委員会

意見	対応経過及び結果
<p>大学の先生の専門的な知見を取り入れた政策。</p>	<p>現在も共同研究事業等に取り組んでいます。が、大学との連携は当市にとって大変有効と考えます。引き続き推進されるよう努めます。</p>
<p>学生が生活しやすい街であってほしい。 安全面が第一ですが最近夜、一人で歩いて学校方面に帰っている女の子を見ると不安です。 初心に戻って二度と事件が防げる地域にしてほしい あとは、生徒との市民との交流が大事</p>	<p>安全安心のまちづくりのために必要な施策を求めています。また、大学・大学生と市民との一体感の創出に向けてその推進を求めます。</p>
<p>大学生や 10 代 20 代の意見が政策に反映されるよう若者議会を作られたらどうだろうか。 先進事例として愛知県新城市の取組が高く評価されていると聞いている。 若者たちに取り組みたい事業を計画してもらい予算を付けていくことで地元に対する関心が高まるのではないだろうか。</p>	<p>昨年度行ったはまだ市民一日議会には大学生も参加してくれました。その提案を受けて、議会で早速、研修を行いました。ご提案の若者議会も参考にさせていただき、これからも若い世代の方々の声を拾い議会活動に活かしていきます。</p>
<p>全国各地から学生が集まり、様々なまちづくり活動をされて話題になることもありますが、いずれも単なるサークル活動で将来性を感じません。地域のきちんとしたまちづくり組織と連携して数年以上続けられている活動を本気で支援して成果を住民に見せることが大切です。</p>	<p>ご指摘のとおり、活動の継続は重要に思います。在学期間が限られてしまいますので、浜田に関わり続けてもらえるような工夫も必要と考えます。</p>